

全 仏

6/57



善通寺・五重塔(香川県善通寺市)

仏教徒会議への期待

第二十九回全日本仏教徒会議は六月二十四日、札幌で開かれる。前回は「生命の尊厳」をテーマとしたが、今回は「仏教と倫理」と題し、仏教徒の社会的実践とは

何かを討議する。先ごろの国連環境会議宣言において、地球の砂漠化を憂い「人類の将来は、環境への細目にわたる配慮がなければ期待できない」として、全世界に訴えているが、その要因が、経済の拡大、人口の過密化等によるものである以上、個々の人々が地球的

観点に立って、その社会的責任と役割りを自覚し実践する事がなくして解決することは出来ない。全ての人が考え、その答を求めている時機に、仏教徒の社会的実践を思索する、北海道大会の意義と重要性を思い期待してやまない。

第29回全日本仏教徒会議

24日に札幌(西本願寺別院)で開く

第二十九回全日本仏教徒会議は、六月二十四日(木)午前九時半から、札幌市の西本願寺札幌別院で開催される。

〔北海道大会開催要項〕

テーマ 「仏教と倫理―われらいかに生きべきか―」

若葉萌える北海道の地に第二十九回全日本仏教徒会議が開かれる。

現代社会にモラルの低下が憂えられ、世界をおおう核軍備の波に、二十一世紀へ仏陀の光をとどかせる困難さがなげかれるとき、開拓新興の意気に燃えるこの

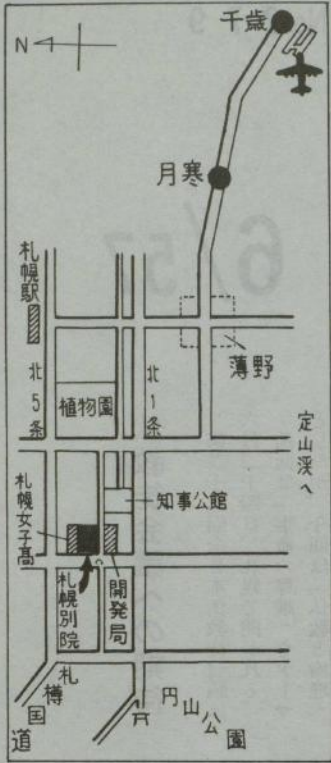
朔北の地に大会旗が渡ることは、まさに時機相応の地を得、千三百年の伝統のうちに安住しがちな全日本仏教徒に奮起の曙光を与えるものであろう。いたすらに

過去の残光をたたえ、ころなき一部仏教徒自体の体質が問われているとき、われらは今この地に集い、総力をあげて未来への光を掲げようではないか。

津軽の海を渡る大会旗は古きよき伝統と若く新しき力を結集する象徴となるべきである。北海道の地に仏教が根づいて一世紀を経た今、われわれはその新しき血に仏陀の精神を未来に生かす現代の六波羅蜜を期待している。

全日本の仏教徒よ、はじめて最北の地にはためく大会旗の下、日域大乘相應の地への自覚を新たに、力強く歩みを進めよう。

日程 9時30分開会式▽10時20分基調講演(藤田宏達北大学部長)▽11時



第一回同和委員会

本年度の第一回同和委員会は、五月一七日午後二時から、明照会館会議室で開催された。前委員の任期満了にともない、正副委員長の選出が行われ、鷺山諦任師を委員長、橘了法・蓮池瑞旭・葦光龍の三師を副委員長に、それぞれ選任した。

ルンビニー委員会

第十回ルンビニー復興日本仏教徒委員会は、五月十八日午後一時から、明照会館会議室で開催され、全仏理事会への提出議案など審議した。

20分総会▽12時昼食▽1時部会▽3時総会▽4時閉会式

大会役員 総裁・金子日威、副総裁・森寛昭、松山万密、出口常順、常磐井堯棋、中川貫道、小峰順誉、藤前東時、沼田恵範、大会長・松井義海

幹事長・河野亮水、副幹事長・近藤隆敬、井上日宏、意見発題審査委員長・花木義光、宣言決議文起草委員長・塩入亮達、議事運営委員長・白川謙敬、第一部会長・若林隆光、第二部会長・塩入亮達

禅僧が厳しい修業の末
到達した大悟の心境!
墨蹟にみる「無」の極限—

豪華写真図録

遺偈の書

B4判
(36.4 × 25.7センチ)
布表紙
外函付

定価 26,000円

毎日新聞社

お申込み、お問合せは
電話・ハガキで右記へ! 03(295)7611

〒100 東京都千代田区一ツ橋1-1-1
毎日新聞社 出版局 特販部
黒沢計之 宛

国税庁へ要望書提出

担当課長の説明を聞く

去る四月二十日、全仏の本多理事長、小野島事務総長、豊田総務局長、鈴木税務委員長、中村税務委員、磯山時局対策部長、西尾主事の七人が国税庁を訪れた。

これは、昨年十一月に改正された法人税基本通達の一五一一一、一五一一二一四に対して、その廃止を求める要望書を長官に手渡すためのものだったが、国税庁長官は急用のため、富尾総務課長に面会、会議室において渡部法人税課長、渡辺課長補佐、戸島企画専門官と面接、法人税課長を通して要望書を提出した。

渡辺課長からは、基本通達改正の背景などについて、次のような説明があった。「昭和五十二年度の国会で、宗教学法に對する課税が甘いという指摘もあり、この新しい通達が出されたわけです。今回は中味を具体的に書くということで、従来のものをわかりやすくしました。」

基本姿勢としては、公益法人でも収益事業を行っているものに課税するということですが、公益性については、すべての法人が、自分のところは公益性があると考えているので、客観的にはそのモノサシは使わないことにしています。

宗教法人の物品販売業については、従来通りでいじっていません。特に庭園等で入園料を取っている寺については「遊

覧所業」、仏像等の拝観料については「興行業」ということになるが、いずれも宗教法人の場合は、見せることに主なる目的があるわけでなく、そこに宗教行為が付随しているということで課税対象となっていない。このように考え方としては、少なくとも現行通りです。

要望書にある、一五一一一、一五一一二一四については、従来からこの考えはあり、留意するということ、新しく打ち出したものではなく、特に宗教学法人ウランでもありません」

この後、話し合いが行われ、「源泉所得

全仏の理事会

決算、事業報告などを承認

全仏理事会は、五月二十六日午後一時から、東京グランドホテルで開催され、昭和五十六年事業報告、歳入歳出決算などについて審議した。(詳細は次号)

事業報告

1、加盟団体相互の連絡・提携および

親睦

4・2 薬師寺西塔落慶式参列

3 黄檗宗萬福寺開山忌法要参列

(住職給与)に對する調査が厳しくなってきた。税務当局の宗教行為への介入が目立っている」など、全仏側の具体的な質問に對して、「生活部分は給与であり、宗教活動と区別してほしい。これについては当然課税します。地方へ行く

とこの区別がゴツチャの寺がある」「調査等で多少立ち入りすぎのところもあると思いますので、よく話し合ってください」と思う」「物品販売については、絵ハガキなどはあくまで常識的をやつてあげばよい。普通の人でもやれることは物品販売業、そうでないものは宗教法人のものと考えられます」などの回答がよせられた。

また、今後、全仏の都道府県仏への税務アンケートの結果をみて、税務当局と再び懇談することが了承された。

- 10 日本仏教讃仰会・花まつり出席
- 20 時宗四大法要参列
- 5・3 本覚寺夷堂落慶式参列
- 7 全日本仏教婦人連盟追悼会参列
- 27 全日本仏教青年会理事会出席
- 6・5 日蓮宗全国大会出席
- 16 浄土門主晋山披露祝賀会出席
- 11 京都府仏教会々長歓迎会出席
- 25 国際仏教興隆協会「医療施設建設委員会」発表式出席

全日本仏教会推薦

第16回 現代名僧墨蹟展

名宗派管長、大本山貫首を初め仏教界第一線活動者、文化人の方々のご染筆を展覧し、青少年教化活動の資金を募るため毎年各地で開催しています。

主催・財団法人 全国青少年教化協議会
後援・読売新聞社・日本テレビ放送網・報知新聞社

- 東京会場・上野松坂屋・美術画廊
6月3日～6月8日
- 大阪会場・天満橋松坂屋美術画廊
7月2日～7月6日
- 仙台会場・藤崎・ギャラリー
9月10日～9月15日

昭和56年度財団法人全日本仏教会歳入歳出決算書

歳入 予算額 金66,826,000円 決算額 金64,186,850円
 歳出 予算額 金66,826,000円 決算額 金62,978,500円
 歳入歳出決算剰余金 金1,208,350円

歳入の部

項 目 款	項 目	子 算 額	取 入 済 額	対 子 算	
				取 入 超 過 額	取 入 未 済 額
1. 負担金	1. 各宗派負担金	61,726,000 ^円	57,983,000 ^円		3,743,000 ^円
	2. 各団体負担金	54,773,000	51,970,000		2,803,000
2. 寄付金		6,953,000	6,013,000		940,000
3. 未納徴収金		1,200,000	600,000		600,000
4. 基金果実		500,000	942,000	442,000	
5. 雑収入		900,000	935,400	35,400	
6. 繰越金		500,000	1,872,967	1,372,967	
		2,000,000	1,853,483		146,517
歳 入 計		66,826,000	64,186,850		2,639,150

歳出の部

科 目 款	項 目	子 算 額	支 出 済 額	○増△減 流用額	子算不要額	付 記
	1. 職員俸給	31,050,000	31,048,202	0	1,798	
	2. 諸給	13,020,000	13,020,000	0	0	
	3. 厚生費	15,230,000	14,952,720	△ 275,482	1,798	第3目へ流用
	4. 退職積立金	2,000,000	2,275,482	○ 275,482	0	第2目より流用
	2. 事務費	800,000	800,000	0	0	
	1. 借館借室費	6,850,000	6,623,571	0	226,429	
	2. 通信費	3,000,000	3,000,000	0	0	
	3. 消耗品費	1,600,000	1,624,640	○ 24,640	0	第6目より流用
	4. 光熱費	350,000	338,085	0	11,915	
	5. 備品費	450,000	450,000	0	0	
	6. 印刷費	300,000	287,600	0	12,400	
	7. 諸雑費	700,000	653,735	△ 24,640	21,625	第2目へ流用
	3. 旅費	450,000	269,511	0	180,489	
	4. 関西事務局費	1,400,000	1,396,075	0	3,925	
	5. 渉外費	2,000,000	2,000,000	0	0	
	2. 総務局費	3,400,000	2,968,986	0	431,014	
	1. 会議費	6,000,000	5,205,187	0	794,813	
	1. 理事会費	2,000,000	1,463,317	0	536,683	
	2. 評議員会費	600,000	462,412	0	137,588	
	3. 各種委員会費	200,000	118,000	0	82,000	
	4. 諸会議費	400,000	282,745	0	117,255	
	2. 共通事項費	800,000	600,160	0	199,840	
	2. 処弁費	2,200,000	2,196,618	0	3,382	
	3. 時局対策費	1,500,000	1,272,480	0	227,520	
	4. 調査研究費	300,000	272,772	0	27,228	
3. 組織局費	1. 組織強化費	4,700,000	4,627,903	0	72,097	
	1. 組織強化費	3,700,000	3,326,415	△ 301,488	72,097	
	2. 国内仏教徒会議費	1,000,000	962,640	0	37,360	
	2. 同和推進費	2,700,000	2,363,775	△ 301,488	34,737	第2項へ流用
4. 国際文化局費	1. 国際運動費	1,000,000	1,301,488	○ 301,488	0	第1項第2目より流用
	1. 国際運動費	9,200,000	8,090,396	0	1,109,604	
	1. WFB関係費	3,000,000	2,582,305	0	417,695	
	2. 国際仏教交流費	1,000,000	885,110	0	114,890	
	3. 渉外費	700,000	581,600	0	118,400	
	2. 文化会議費	1,300,000	1,115,595	0	184,405	
	1. 文化会議費	1,400,000	1,070,000	0	330,000	
	2. 紀要作成費	1,100,000	770,566	0	329,434	
	3. 教化諸費	300,000	300,000	0	0	
	4. 機関紙発行費	400,000	312,350	0	87,650	
	5. 雑費	4,400,000	4,125,175	0	274,825	
	6. 子備費	226,000	225,780	0	220	
		2,000,000	792,400	0	1,207,600	
歳 出 計		66,826,000	62,978,500		3,847,500	

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

【質問】私の寺は天文六年（一五三七）に創建されました。そのころのものと思われませんが土族の墓が、一五〇基ほど無縁となっており、外観は写真のように竹ヤブみたくです。これを無縁塔に集めて供養したいと思いますが、聞くところによりまず、二種以上の日刊紙に三回以上公告しなければならぬということ。貧乏寺ゆえ、そのような費用はありません。かといって、このままでは申し訳なく、良心の呵責になやまされています。良い方法はないのでしょうか（新潟、B住職）。

【回答】一、改葬をおこなう場合には、市町村長（特別区の場合は区長）の許

可をうけなければなりません。市役所や役場に所定の用紙が用意されていると思いますが、それにはつぎの事項を記入します。（一）死亡年月日（死産の場合は分べん年月日）（二）埋葬又は火葬の場所とその年月日（三）改葬の理由と場所、四申請者の住所氏名及び死亡者との続柄

そして、無縁墳墓に埋葬された死体又は埋葬された焼骨の改葬をおこなうとする者は、右の申請書につきに掲げる事実を証明する書類と、その墳墓

無縁墳墓の改葬と許可

の写真もしくは図面を添えて、墳墓所在地の市町村長に提出することになっています。即ち、（一）墓地使用者及び死亡者の本籍地および住所地の市町村長に対して、その縁故者の有無を照会し、無い旨の回答をえたこと。（二）墓地使用者および死亡者の縁故者の申出を催告する旨を、二種以上の日刊紙に三回以上公告し、その最終の公告の日から二月以内にその申出がなかったこと。

二、ところで、貴寺の場合、その無縁の墳墓は、ずいぶん昔のもののようなですね。墓地使用者や死亡者の本籍地すらどこなのか、おそらくはわからな

いと思います。又、日刊紙に公告を出すには多大の公告費が予想されます。しかしこのまま放置しておくのは忍びないというお気持ちも良くわかります。

ところで無縁改葬の場合、右の縁故者の有無の照会や、公告を行わなければならないとされてはいますが、それは埋葬された死体（妊娠四月以上の死胎を含む）や埋蔵された焼骨が存在する場合のことです。貴寺のように何百年も以前につくられた墳墓には、そのような死体や焼骨はもう無くなってい

るのではないのでしょうか。この点をよく調査されて、市役所（役場）へ相談に行かれると良いと思います。もし死体や焼骨が無ければ、「改葬」にはなりませんから、市町村長の許可も不要ということになります。

参考——墓地埋葬等に関する法律第五条一項、同施行規則第二条、同第三条。

【追記】このお寺は、その後、市役所と相談された結果、許可不要で、無縁塔を建立され、整地した墓地を寺檀用に使用されているとのこと。

なお、全日本仏教会では、毎月第2・第4火曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。



話題の本

宗教法人に対して、マスコミなどの目がきびしくなっている折、文化庁から、八宗教法人の管理運営の手引・第一集として『宗教法人の規則』が刊行された。

この本は、管理運営の観点から宗教法人の規則を詳細に解説したもので、法人の歴史、伝統、慣行などを考慮して、現実に即した規則の見直しをはかったり、法人設立の為の新たな規則作成に、格好の書となっている。

目次を見ていくと、本文は一、宗教法

宗教法人について一つの好著 「宗教法人の規則」と「宗教法人読本」

人とは、①法人、②宗教法人、③法人登記、④宗教法人の機関、⑤宗教法人の行為、⑥宗教法人の不法行為、二、宗教法人法のあらまし ①宗教法人法の目的と解釈、②宗教法人の設立、③代表役員・責任役員、④財産管理等、⑤規則の変更、⑥宗教法人の合併、⑦宗教法人の解散、⑧宗教法人の登記、⑨宗教法人等に対する規制、三、宗教法人の管理運営と規則 ①宗教法人の規則、②宗教法人の管理運営と「規則」の例、からなり、参考として「租税特別措置法第四十条の適用を受ける場合の留意事項」が、また付録として「宗教法人法」もついている。

内容は、誰でも理解できるよう、読み

やすいものになっている。まず、宗教法人のモデル規則を掲げて、条文ごとに詳細な解説が加えられている。各条文は、被包括宗教法人、包括宗教法人及び双方共通の規則例に分けて、それぞれモデル規則を例示している。さらに、宗教法人の実情により、削除して差し支えない条文、言い換えのできる用語等も詳細に例示している。

作成協力者に、全仏税務委員の神野真一師や、長谷川正浩顧問弁護士等も名を連ねている本書は、各仏教団体や寺院にも、ぜひ一冊は備えておきたい本といえそう。

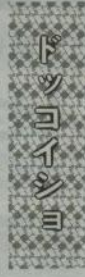
「宗教法人読本」と「宗教法人規則」

一方、「宗教法人読本」は、宗教法人を運営するにあたって必要な宗教法人の役割、認証手続、管理運営上の基本問題、事務会計、登記、税法上の問題等をわかりやすく体系的に解説したもの。日本宗教連盟編集で、総説、宗教法人法と宗教法人、宗教法人の管理運営、宗教法人の実務、宗教法人の税務、の五章から成っている。こちらも、法人事務担当者には大変便利な内容といえる。

（「宗教法人の規則」A五判、八十七頁、五六〇円。「宗教法人読本」A五判、四二〇頁、二五〇〇円。東京都中央区銀座七―四―一二、ぎょうせい）

シリーズ仏教語 (3)

人間の耳というものは、案外あてにならないもので、時々、聞き違いということをやらかす。最近では、封書や葉書より電話を利用して発信することが多いから、訓練されてしかるべきかと思ふのであるが、かえって耳の受難の機会はふえる一方である。ことに日本語には同音異語がやたらに多い関係で、シブヤをヒビヤ、オシヨクジケン(汚職事件)



を同音の「お食事券」と聞き違えてあわてた事例など、枚挙にいとまがない。仏教語が日本語の中に入りこんで定着する場合にも、これに似た経過をたどって、耳から間違つたまま取り入れられ、そのまま、とんでもない別の事象にすりかえられてしまった例が、割合に多い。

例えば、「ドッコイショ」という掛け声一つをとってみても、元来、これは「六根清浄」から来ているのである。昔から、山岳宗教などで、登山に際して人間の六根(眼・鼻・耳・舌・身・意)から起る不浄な欲望を断ち切る意味で、「六根清浄」と唱えたものであるが、これを耳から伝え聞いているう

ち、いつのまにか、「ドッコイショ」となるわけである。霊山の岩のはざまなどで、ちようど一服するに手頃な時とこの呼吸が一致すると、岩に腰を下ろして「ドッコイショ」と休むタイミングになる。本人は「六根清浄」と唱えたつもりでも、聞いた他人は「ドッコイショ」と休む掛け声と受け取るから、次第に訛伝されていくのである。

似たようなのに、「ジャンケンポイ」がある。子どもの遊びに使われることが多いので、俗説では、子ども好きの良寛和尚が、「邪見」を「ポイ」と捨てて、という意味から創造した、などという、まことしやかな解釈もあるが、実は、これ「料簡法意」という、レッキとした禅語そのまま、耳から入った訛伝の一つであると考えられる。

「ジャンケンホイ」というのは、法意を料簡する、つまり天(法)の意志を正しく選び考える、というくらいの意味で、人間には左右できない虚心坦懐、無私無念のしぐさを示す言葉である。だから、いつの時代からか、物事のけじめをつける一つの手段として、石拳か何かを使って公平慎重な事の決し方をしたのと思われ、それが訛つて日本に伝わったものではなからうかといわれている。「料簡法意」の精神が、現代でも「ジャンケン」のしぐさに通じていれば幸いなのだが……。

(浄土宗出版室長・宝田正道)

韓国花まつり

全仏からも列席

去る五月一日、韓国のソウル市で「仏陀生誕二五二六年記念奉祝行事」が開催され、全仏から磯山庶務部長が、韓国仏教宗団協議会の招きで参列した。

法要は、一日午後一時から、市内の曹溪寺で内外の来賓や多数の信徒が参加してとり行われた。また午後六時から、提燈大法会が約二〇万人の参列者でにぎやかに行われたが、ここで全仏会長からの祝辞も伝達された。



韓国花まつりのにぎわい

札幌で県仏代表者会議

都道府県仏教会代表者会議は、第二十九回全仏大会の前日、札幌市で開催されます。

日時 6月23日(水)午後四時
場所 札幌パークホテル
出席 各都道府県仏代表二名

昭和五十七年 六月一日発行
六月号 第二七九号

翌二日には懇談会が持たれ、席上、黄軫経宗協議会々長から「韓国仏教発展のため、全仏並びに日本人関係者の応援を賜りたい。特に名刹寺院の復興に対して、経済的に手を貸してほしい」と挨拶があり、庶山部長からは、招待のお礼と六月二十四日の全日本仏教徒会議・北海道大会への招請が行われた。

掲◇示◇板

浄土宗

▼高島寛我門主の遷化に伴う後任門主に、藤井実応増上寺法主が推戴された。藤井師は前全仏副会長で八十三歳、岐阜県出身、宗教大学卒業、「法然上人法語抄」など多数の著書もある。

事務局録事 (五月)

- 十一日 法律相談室
- 十三日 局内会議
- 十七日 同和委員会
- 十八日 ルンビニー委員会
- 十九日 日宗連税務委員会
- 二十日 局内会議
- 二十日 税務委員会
- 二十一日 文化会議運営委員会
- 二十二日 日宗連理事會
- 二十五日 築地本願寺伝灯奉告法要参列
- 二十五日 法律相談室
- 二十六日 理事会
- 二十七日 全仏大会幹事會
- 三十一日 I B E C 理事會出席
- 三十一日 W C R P 日本委員会出席

発行人 小野島 元 雄
編集人 北山 宏 明

発行所 財団法人 全日本仏教会

東京都港区芝公園四一七七一
電話〇三(四三七七)九二七五

墓地の草取りとボウフラの防除はおまかせください!!

ネコソギ粒剤 3ケースお買上げの方に散粒機進呈!!

チャンス・チャンスセール

いま散布すれば約6ヵ月間雑草の発生をおさえます。

いまがネコソギ粒剤を買うチャンス!!

ネコソギ粒剤は安全で、水にとかす必要もなく、散布するだけの除草剤です。いま3ケースお買上げの方に広い墓地も楽々散布ができる散粒機を進呈中!! ぜひこの機会にお買求めください。

いまがネコソギ粒剤を撒くチャンス!!

ネコソギ粒剤は雑草の生える前から草丈20cmまでの時に散布すると最も効果があり、その上約6ヵ月間雑草の発生をおさえますので、その間は雑草なし!! ぜひこの機会に墓地の除草をしてください。

散粒機で散布中



根までも枯らす強力除草剤

ネコソギ 粒剤

- (特長) ●安全
- 水なし
- 長く効く

3kg 100坪用

1ケース(3kg入×6袋)
36,000円を28,800円



ボウフラ・ウジの殺虫剤

オファック 粒剤

- 安全 ●水なし ●長く効く

(新発売) 250g入×10本
11,000円を9,800円



製造発売元



仏に仕える心の虹橋
レインボー薬品株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5 〒103
☎03(241)4011 郵便振替 東京5-59298